

会議録

- 1 会議の名称 令和4年度第1回国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 令和4年5月17日(火) 13時30分～14時40分
- 3 開催場所 熊取町役場北館3階大会議室
- 4 議題 1. 令和4年度国民健康保険料率について
2. その他
- 5 公開・非公開の別 全部公開
- 6 傍聴者数 0人

7 審議等の概要

【1. 令和4年度国民健康保険料率について】

■諮問

藤原町長から明松会長に対して令和4年度国民健康保険料率についての諮問が行われた。

【諮問内容】

1. 保険料率及び賦課限度額について

基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額に係る保険料率並びに賦課限度額は、大阪府が定める市町村標準保険料率（府内統一）であるが、令和4年度についても、本町独自の激変緩和措置を行う。

2. 本町独自の激変緩和措置について

(1) 激変緩和措置の考え方

国民健康保険財政調整基金の繰入れ又は前年度決算余剰金により、保険料負担の激変緩和を行う。

(2) 令和4年度保険料における激変緩和

基礎賦課額（医療分）

世帯別平等割32,105円を28,895円とする。（10.0%軽減）

■事務局説明

○令和4年度熊取町国民健康保険料率算定の考え方

令和4年度の保険料率及び賦課限度額は大阪府が定める市町村標準保険料率（府内統一）であるが、熊取町国民健康保険条例附則で令和5年度末までは激変緩和措置を行なうことができる規定となっている。

令和4年度の市町村標準保険料率では増額となる所得無し世帯の被保険者の生活に及ぼす影響を考慮し、本町独自の激変緩和措置を行なう。

	所得割	均等割	平等割
医療分	8.71%	31,854円	32,105円 ⇒ <u>28,895円</u> (△3,210円)
支援分	2.66%	9,426円	9,500円
介護分	2.48%	18,306円	—

○令和4年度熊取町国民健康保険料の激変緩和措置

令和4年度の市町村標準保険料率は、令和3年度の熊取町の保険料率と比較して、所得割が医療分で0.09ポイントの増、支援分は0.07ポイントの減、介護分は0.01ポイントの増、均等割が医療分で1,214円増、支援分は52円の減、介護分は93円の増、平等割額が医療分で3,808円（13.46%）の増、支援分は358円（3.63%）の減となる。

令和4年度の標準保険料率については後期支援分を除き医療分、介護分については増額となっている。

本町独自の激減緩和措置により、令和4年度保険料（医療分＋支援分）を同標準保険料率で試算した場合、令和3年度保険料との比較では、賦課限度額の増額影響を除き、いずれの階層でも増額となり、最大で約5.9%上昇するケースもある。

激減緩和措置財源については約2億円余（国民健康保険財政調整基金積立額の令和3年度末残高約1億4千5百万円と、令和3年度の決算余剰見込額、約6千8百万円の合計から国・府等返還見込額約5百万円を差し引いた額）を見込む。

段階的に標準保険料率に近づけていくため、令和4年度の激減緩和措置については、医療分の平等割額を約10.0%引き下げることとする。

引き下げにかかる費用は約2千9百万円であり、令和5年度の激減緩和の実施を視野に入れたとしても活用可能な財源を確保できる見通しである。

【医療分：平等割】32,105円⇒**28,895円**（△3,210円：△10.0%）

■主な質疑応答

○激減緩和措置は来年度までであるとお聴きしましたが、その後はなくなるのですか？

⇒大阪府が定める国民健康保険運営方針の中で令和6年度以降は統一保険料率を大阪府下全43市町村が採用すべきと示されているため、6年度以降は府下すべて同じ保険料率になる見込みです。

○その時には少し影響が出てくる可能性がありますか？

⇒実際に保険料率が右肩上がりに上がっていく状況が続くのであれば5年度、6年度という形で保険料が上がっていくことは可能性として大きいと思われま。

○年々被保険者数が減少していますが、保険料の収入も減りますよね。これから先、長期的に見た場合そういう影響はどのように出てくるのか？被保険者数が減った分医療費を使う分も減るからあまり関係ないと考えていいのか？

⇒被保険者数が少なくなり保険料率が同じであれば収入は減りますが、現在は財政運営の主体が大阪府となっており、府において被保険者数や所得の状況等を踏まえた上で事業費納付金を設定します。

そのため被保険者数が減少したとしても、被保険者の方々の所得が大きく減少しなければ事業費納付金の支払いは可能と考えております。

■主な意見

原案どおり可決

■審議結果

令和4年度熊取町保険料率を諮問のとおりとすることについて、当日の出席委員（12人）の全員が賛成。

明松会長から藤原町長に対して「原案のとおりでさしつかえないもの」と答申された。

【2. その他】

○新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免については、本年3月に国の財政支援の基準が示されたことを受けて令和3年度に引き続き国基準に従って実施する。

また、減免による減収分については、国庫による全額負担を要望していく予定。

周知方法については町ホームページや広報紙、保険料決定時の同封文等を予定。

8	会議情報	名称	国民健康保険運営協議会
		根拠法令等	国民健康保険法、国民健康保険条例
		設置期間	昭和36年4月～
		所掌事務	国民健康保険事業に関する重要事項について審議すること
		委員数	14人
9	担当課	健康福祉部保険年金課	